

環境保全型畜産確立対策推進事業

1. 事業の概要

家畜排せつ物は、土壌改良材やたい肥などのリサイクル資源として有効活用される一方、畜産農家と宅地の混在化や住民の環境問題に対する関心の高まりを背景として、野積み等の不適切な管理等により、悪臭の発生や水質の汚染を招くなど、環境問題の発生源としての側面もあります。

環境問題の解消に向け、地域社会との共生が可能となるよう総合的な指導が必要となってきました。このため、県では畜産農家等に対し「家畜排せつ物法」※に基づく適正管理のための指導等を実施するとともに、たい肥の利用促進に向けた理解醸成活動などにより、家畜排せつ物の適正管理や資源のリサイクル化を進めています。

※「家畜排せつ物法」（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律）は、家畜排せつ物の管理の適正化や、たい肥などの利用を促進すること等を目的としている

2. 事業内容

（1）家畜排せつ物処理技術の向上に向けた畜産農家への技術指導等の実施

県では、畜産農家への適切な技術指導を行う人材を育成するとともに、法対象農家の巡回指導を行い、管理が不適切な畜産農家には、指導を行うなどしています。

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
家畜別の法対象農家戸数	2 7 3	1 4 7	1 4	9 3	3 2

出典 平成 27 年度家畜排せつ物法施行状況調査

（2）たい肥の利用促進に向けた理解醸成活動の展開

資源リサイクルを推進する観点から、耕種農家に対するたい肥生産者情報の提供や正しいたい肥成分・肥料効果についての理解醸成活動を実施し、耕畜連携によるたい肥の円滑な流通や利用促進を図っています。



担当部署

農林水産部 畜産課 衛生環境班